

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和3年第6回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和3年7月29日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時8分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員
	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	八尋 崇 教育指導課長	川口 弘 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	飯塚 尚美 学務課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長
	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	田ヶ谷 正 生涯学習支援室長	
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 櫻井 健 私立保育園課長 下河邊 純子 青少年課長 楠山 慶之 教育相談課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 浅見 寿和 学校施設管理課長 島田 裕司 子ども施設運営課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 門藤 敦良 支援管理課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和3年7月29日

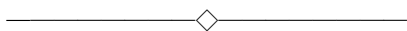
## 第6回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第6回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成り立ちます。

それでは、これより審議に入ります。



初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に早川委員、河本委員をご指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、第38号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第38号議案「足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第38号議案について、田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いいたします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 お手元資料の4ページをお開きください。第38号議案説明資料でございます。

件名、所管部課名については記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、足立区立郷土博物館協議会の設置に伴い、規定を整備する必要があるため、「足立区立郷土博物館条例施行規則」の一部を改正するものでございます。

こちらにつきましては、条例改正について5月28日の教育委員会臨時会で議決をいただいております、その詳細を決める内容の規則改正でございます。

項目2番の主な改正内容でございます。(1)第11条では、8名以内の委員のうち、学識経験者を6名以内、区職員を2名以内と規定しています。(2)第12条では、協議会の会長について、委員の互選によることを規定しています。(3)第13条では、博物館協議会の会議について、定足数に関する事、コロナ禍等の緊急その他必要と認める場合に書面開催ができること、原則公開会議であることを規定しています。(4)第14条では、調査研究す

るための部会を設置できることを規定しています。(5)第15条では、委員以外の者の出席、意見聴取、資料提出を求められることを規定しています。

施行年月日は公布の日からです。

今後の方針ですが、委員の委嘱や任命等、博物館協議会開催に必要な手続きを進めてまいります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第38号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

近藤委員。

○近藤委員 学識経験者6名、区職員2名の委員は、主にどのような役割を担うのでしょうか。

○教育長 生涯学習支援室長。

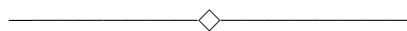
○生涯学習支援室長 大きく分けて2点ございます。1点は、博物館の運営方針、展示の計画等について、学術的な視点から評価をいただくことです。もう1点は、足立区内で発見されている足立区由来の貴重な美術品について専門的な意見をいただくとともに、今後の展示についても意見をいただきます。

○教育長 よろしいでしょうか。

他にないようですので、これより第38号議案「足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次の、日程第2 第39号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きによる、人事に関する件でありますので、非公開の会議としたいと思います。

お諮りいたします。第39号議案につきまして、非公開

とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本議案につきましては、非公開とさせていただきます。

傍聴人の方は、大変申し訳ございませんが、議場より退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

----- (非公開議案審議中) -----

(傍聴人入場)

○教育長 その他に何かございますか。ないようですので、以上をもちまして、本年第6回足立区教育委員会臨時会を閉会致します。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時8分閉会

令和3年第6回  
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和3年7月29日 木曜日 午後3時00分開議  
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第1	第38号議案 足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則……	2
日程第2	第39号議案 足立区社会教育委員の委嘱について……………	別冊

### 第 38 号議案

足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則  
上記の議案を提出する。

令和 3 年 7 月 29 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則  
足立区立郷土博物館条例施行規則（昭和 61 年足立区教育委員会規則  
第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 16 条とし、第 10 条の次に次の 5 条を加える。

（博物館協議会の組織）

第 11 条 条例第 9 条第 1 項に規定する委員は、次の各号に掲げる者の  
うちから教育委員会が任命又は委嘱する。

（1） 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活  
動を行う者並びに学識経験のある者 6 人以内

（2） 足立区職員 2 人以内

2 博物館協議会の事務局は、博物館に置く。

（博物館協議会の会長）

第 12 条 博物館協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、博物館協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、博物館協議会に  
属する委員のうちから、会長があらかじめ指名する者がその職務を代  
理する。

（博物館協議会の会議）

第 13 条 博物館協議会は、館長が招集する。

2 博物館協議会の招集は、日時、場所、審査事項その他必要な事項を  
あらかじめ各委員に通知して行う。ただし、緊急の場合は、この限り

でない。

- 3 博物館協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、緊急の必要性があり会議を招集する暇がないことその他やむを得ない理由のある場合で、会長が必要と認めるときは、書面にて開催することができる。この場合においては、次項の規定中「出席委員」とあるのは「賛否の意思を示した委員」とする。
- 4 博物館協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 博物館協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(博物館協議会の部会)

第14条 博物館協議会は、専門的事項を調査し、及び研究するために部会を置くことができる。

(博物館協議会への委員以外の者の出席等)

第15条 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

博物館協議会の設置に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

# 第 3 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 7 月 2 9 日

件 名	足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内 容	<p><b>1 改正の理由</b> 足立区立郷土博物館協議会の設置に伴い、規定を整備する必要があるため、足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する。</p> <p><b>2 主な改正内容</b>（詳細は、P 5～6 の新旧対照表のとおり） 協議会設置に伴い、以下の条文を追加する。</p> <p>(1) 第 1 1 条（博物館協議会の組織） 学識経験者 6 人以内、区職員 2 人以内</p> <p>(2) 第 1 2 条（博物館協議会の会長） 会長は委員の互選による</p> <p>(3) 第 1 3 条（博物館協議会の会議） 定足数に関する事、緊急その他必要と認める場合に書面開催ができること、原則公開会議</p> <p>(4) 第 1 4 条（博物館協議会の部会） 調査研究するための部会を設置できること</p> <p>(5) 第 1 5 条（博物館協議会への委員以外の者の出席等） 委員以外の者の出席、意見聴取、資料提出を求められること</p> <p><b>3 施行年月日</b> 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	委員の委嘱や任命等、博物館協議会開催に必要な手続きを進める。



足立区立郷土博物館条例施行規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区立郷土博物館条例施行規則 昭和61年10月22日教育委員会規則第11号</p>	<p>○足立区立郷土博物館条例施行規則 昭和61年10月22日教育委員会規則第11号</p>
<p>第1条～第10条 (省略)</p>	<p>第1条～第10条 (現行のとおり)</p>
<p>(委任)</p>	<p>(博物館協議会の組織)</p>
<p>第11条 <u>この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</u></p>	<p>第11条 条例第9条第1項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p>
	<p>(1) <u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者 6人以内</u></p>
	<p>(2) <u>足立区職員 2人以内</u></p>
	<p>2 <u>博物館協議会の事務局は、博物館に置く。</u></p>
	<p>(博物館協議会の会長)</p>
	<p>第12条 <u>博物館協議会に会長を置く。</u></p>
	<p>2 <u>会長は、委員の互選により定める。</u></p>
	<p>3 <u>会長は、博物館協議会を代表し、会務を総理する。</u></p>
	<p>4 <u>会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、博物館協議会に属する委員のうちから、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</u></p>
	<p>(博物館協議会の会議)</p>
	<p>第13条 <u>博物館協議会は、館長が招集する。</u></p>
	<p>2 <u>博物館協議会の招集は、日時、場所、審査事項その他必要な事項をあらかじめ各委員に通知して行う。ただし、緊急の場合は、この限りでない。</u></p>
	<p>3 <u>博物館協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、緊急の必要性があり会議を招集する暇がないことその他やむを得ない理由のある場合で、会長が必要と認めるときは、書面にて開催することができる。この場合においては、次項の規定中「出席委員」</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>とあるのは「賛否の意思を示した委員」とする。</u></p> <p>4 <u>博物館協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>5 <u>博物館協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。</u>  <u>(博物館協議会の部会)</u></p> <p>第14条 <u>博物館協議会は、専門的事項を調査し、及び研究するために部会を置くことができる。</u>  <u>(博物館協議会への委員以外の者の出席等)</u></p> <p>第15条 <u>会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。</u>  <u>(委任)</u></p> <p>第16条 <u>この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</u></p> <p><u>付 則 (令和 年 月 日教委規則第 号)</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>